

平成28年度

厚生年金保険法第79条の8第2項に基づく
地方公務員共済組合連合会に係る管理積立金の
管理及び運用の状況についての評価の結果
【概要版】

平成29年12月

総務省自治行政局公務員部福利課

第1章 概要

1 地共済の管理積立金の運用の状況

地共済が管理及び運用する厚生年金保険の年金積立金（以下「管理積立金」という。）の平成28年度の運用実績は、修正総合収益率4.75%（総合収益額9,102億円）であった。また、平成28年度末における管理積立金の運用資産額（時価）は、20兆478億円であった。

（1）平成28年度の収益率及び収益額

（単位：%）

	平成28年度
実現収益率	2.24
修正総合収益率	4.75

（単位：億円）

	平成28年度
実現収益額	3,945
総合収益額	9,102

（注）収益率及び収益額は運用手数料控除後のものである。

（2）平成28年度末の運用資産額

（単位：億円）

	平成28年度末		
	簿価	時価	評価損益
運用資産額	179,817	200,478	20,661

2 地共済の管理積立金の運用状況が年金財政に与える影響の評価

地共済の平成28年度の管理積立金の修正総合収益率（名目運用利回り）は4.75%、賃金上昇率は▲0.05%（名目賃金上昇率であり、厚生年金保険制度全体（旧厚生年金保険制度、国家公務員共済組合制度、地方公務員共済組合制度、私立学校教職員共済制度の合算ベース、以下同じ。）の平成28年度のもの（厚生労働省提供）である。）であることから、実質的な運用利回りは4.80%である。平成26年財政検証の前提における平成28年度の実質的な運用利回りは▲0.35%としており（平成28年度の実質的な運用利回りとして、平成26年財政検証における女性や高齢者の労働市場への参加が進み日本経済が再生するケースの平成28年度の数値を使用している。以下同じ。）、実績が財政検証の前提を5.15%上回っていることから、地共済の平成28年度の運用実績は年金財政にプラスの影響を与えるものと評価できる。

公的年金の年金給付額は、長期的にみると名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため、名目運用利回りのうち名目賃金上昇率を上回る率に係る収益分が、年金財政上の実質的な収益となる。

このため、運用実績の評価は、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、運用実績と、財政検証における前提とを比較して行う。

（単位：％）

	平成28年度		
	実績①	財政検証上の前提②	差 ①－②
名目運用利回り	4.75	2.17	2.58
名目賃金上昇率	▲0.05	2.52	▲2.57
実質的な運用利回り	4.80	▲0.35	5.15

（注1）運用利回り（収益率）は運用手数料控除後のものである。

（注2）実績の名目賃金上昇率▲0.05%は、厚生年金保険制度全体の平成28年度のもの（厚生労働省提供）である。

（注3）財政検証上の前提は、平成26年財政検証の女性や高齢者の労働市場への参加が進み日本経済が再生するケースにおける数値（平成28年度の数値を使用）である。

（注4）実質的な運用利回りは、「名目運用利回り－名目賃金上昇率」として算出。

3 地共済における積立金基本指針及び管理運用の方針に定める事項の遵守状況の評価①

地共済は、管理積立金の管理及び運用に当たり、厚年法第79条の4第1項に規定する「積立金基本指針」及び同法第79条の6第1項に規定する「管理運用の方針」に定める事項を遵守することとなっている。

地共済の平成28年度末の管理積立金の資産構成割合は、管理運用の方針において規定している基本ポートフォリオの範囲内に収まっている。

この他、平成28年度においては、地共済は概ね「積立金基本指針」及び「管理運用の方針」を遵守している。

(1) 基本ポートフォリオ

地共済の平成28年度末の管理積立金の資産構成割合

(単位：%)

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
39.2	23.1	12.5	20.2	5.1	100.00

(注) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しない。

(参考) 地共済の基本ポートフォリオ (平成27年10月1日以降適用)

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
中心値	35.0	25.0	15.0	25.0	100.0
乖離許容幅	±15.0	±14.0	±6.0	±12.0	—

(注1) 短期資産については、各資産の許容乖離幅の中で管理する。

(注2) 基本ポートフォリオの見直しに伴い資産の大幅な移動が必要であることから、当面、許容乖離幅を超過することがある。

(2) 運用リスク管理

地共連は、「積立金基本指針」及び「管理運用の方針」に基づいた運用リスク管理業務を適切に行うためリスク管理の実施方針を定めている。また、運用受託機関及び資産管理機関に対して運用に関するガイドライン及び資産管理に関するガイドラインを示し、これに基づいて管理を行っている。

他の実施機関においても同様の対応を行っている。

3 地共済における積立金基本指針及び管理運用の方針に定める事項の遵守状況の評価②

(3) 資産ごとのベンチマーク収益率の確保

○ 地共済の平成28年度における各資産の収益率の確保の状況は以下のとおりである。

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
修正総合収益率	▲0.67%	14.79%	▲5.29%	14.66%
ベンチマーク収益率	▲1.15%	14.69%	▲5.41%	14.77%
超過収益率	0.49%	0.10%	0.12%	▲0.11%

※ 資産ごとのベンチマーク

国内債券 NOMURA-BPI(総合)

国内株式 TOPIX(配当込み)

外国債券 シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)

外国株式 MSCI ACWI(除く日本円、円ベース、配当込み)

○ 超過収益率については、国内債券、国内株式及び外国債券は、ベンチマークを上回りプラスとなった一方、外国株式がベンチマークを下回りマイナスとなった。このうち、国内債券については、デュレーションがベンチマークよりも短いことがプラスに寄与した。中長期的には運用機関の見直し等によりプラスの超過収益率となることを目指しており、資産毎のベンチマーク収益率の確保に努めている。

3 地共済における積立金基本指針及び管理運用の方針に定める事項の遵守状況の評価③

(4) 運用手法

地共済は、「積立金基本指針」及び「管理運用の方針」に定められた範囲内の運用手法により運用を行っている。

(5) その他

上記以外の項目についても、地共済は「積立金基本指針」及び「管理運用の方針」に基づいて管理積立金の管理及び運用を行っている。

4 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項の評価

地共済は、重要事項については、概ね同数の労使代表からなる運営審議会等の議を経ることが、地共済法において規定されており、労使を含めた合議により、組織としての意思決定を行っている。さらに、年金積立金の運用に関しては、学識者等の専門家からなる地方公務員共済資金運用委員会（理事長の諮問機関）等において議論し、必要に応じて運営審議会において十分な説明を行っている。

このように、地共済のガバナンス体制は、識見の結集を図り、慎重かつ適切な意思決定を行うことができるものとなっている。

この他、法令等の遵守や運用リスク管理の強化に取り組むことにより、適正な業務運営を確保するように努めている。

参考1-1 ～運用リスク管理～

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

五 管理運用主体は、分散投資による運用管理を行うこと。その際、ポートフォリオの管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等のリスク管理を行うこと。

【管理運用の方針】

I 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

1. 管理積立金に関する基本的な方針

(2) 運用の目標、リスク管理等

③ 管理積立金の管理及び運用におけるリスク管理

連合会は、実施機関（連合会を除く。）からの報告に基づき、管理積立金の管理及び運用を行うとともに、資産全体、実施機関及び各資産の運用状況のリスク管理について、次の方法により適切に行う。これらのリスク管理については、その実施方針について資金運用委員会の審議を経て運営審議会に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会及び資金運用委員会に報告を行う。

ア 資産全体

連合会は、基本ポートフォリオを適切に管理するため、管理積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価、各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したものをいう。以下同じ。）との乖離要因の分析等を行う。

イ 実施機関

連合会は、他の実施機関の資産構成割合と当該実施機関の基本ポートフォリオ及び管理積立金の基本ポートフォリオとの乖離状況を、少なくとも毎月1回把握する。

さらに、他の実施機関のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価、各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

ウ 各資産

連合会は、各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

I 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

2. 実施機関積立金に関する基本的な方針

(2) 運用の目標、リスク管理、運用手法等

③ 実施機関積立金の管理及び運用におけるリスク管理実施機関は、分散投資を行うことをリスク管理の基本とし、実施機関積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

また、実施機関積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託、生命保険会社の団体生存保険による運用並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関、資産管理機関及び生命保険会社からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関、各資産管理機関及び各生命保険会社並びに自家運用について、次の方法によりリスク管理を行う。これらのリスク管理については、その実施方針について有識者会議の審議を経て運営審議会等に報告するとともに、リスク管理の状況については、適時に運営審議会等及び有識者会議に報告を行う。

参考1-2 ～運用リスク管理～

ア	<p>資産全体 実施機関は、基本ポートフォリオを適切に管理するため、実施機関積立金の資産構成割合と当該基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。また、実施機関積立金の資産構成割合と管理積立金の基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握する。また、適切かつ円滑なバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価、各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。</p>
イ	<p>各資産 実施機関は、各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。</p>
ウ	<p>各運用受託機関 実施機関は、各運用受託機関に対し運用に関するガイドライン及びベンチマークを示し、各機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。また、運用体制の変更等に注意する。</p>
エ	<p>各資産管理機関 実施機関は、各資産管理機関に対し資産管理に関するガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。また、各機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</p>
オ	<p>各生命保険会社 実施機関は、各社の経営状況及び資産管理状況を把握し、適切に管理する。</p>
カ	<p>自家運用 実施機関は、運用に関するガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認するなど、適切に管理する。</p>

【遵守状況】

(全体の枠組み)

- 地共連では、リスク管理については、積立金の運用に関するリスク管理の実施方針を定めている。リスク管理に関する基本的な考えは、①各積立金の運用は、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと。②各積立金の運用はリスク・リターン等の特性が異なる複数の資産に分散して投資することを基本とし、基本ポートフォリオを策定してそれに基づき行うこととしている。

地共済の基本ポートフォリオ及び許容乖離幅 (単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	35.0	25.0	15.0	25.0
許容乖離幅	±15.0	±14.0	±6.0	±12.0

- その他の実施機関についても、概ね同様の対応を行っている。
なお、一部の実施機関においては、積立金が漸次、減少し、近い将来、地共連から交付金を受けて給付等への対応を行うことが見込まれる状況にあることから、国内債券を中心に運用している。

参考1-3 ～運用リスク管理～

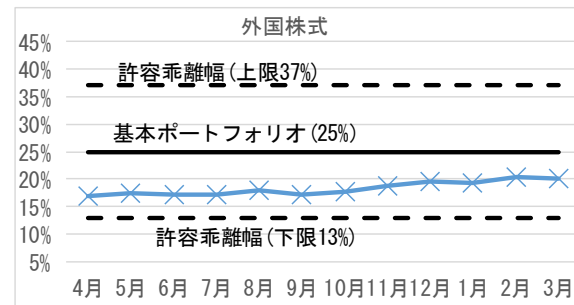
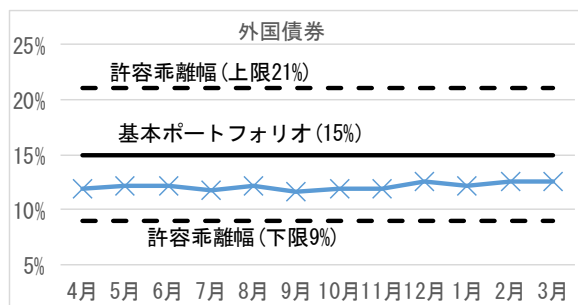
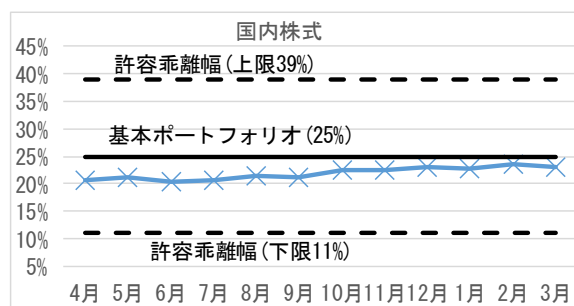
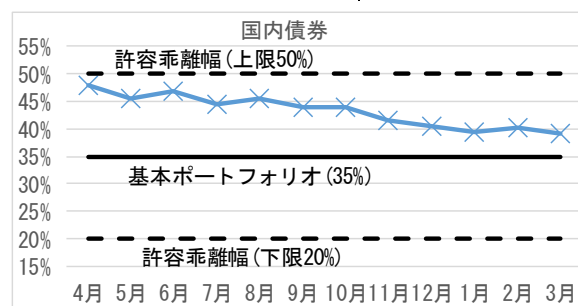
(資産全体)

- 地共連においては、資産全体に関する事項として、基本ポートフォリオとの乖離状況の確認、積立金の収益率とベンチマーク収益率との差の標準偏差を取った値であるトラッキングエラー及びその要因を確認している。
- 平成28年度末における管理積立金の資産構成割合は、以下のとおりである。

(単位：%)

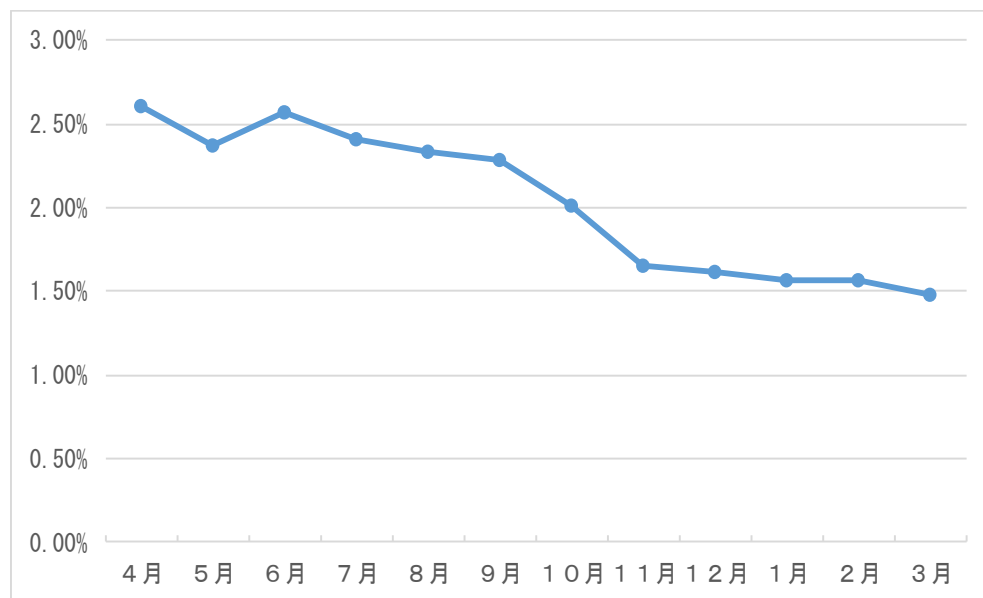
国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	合計
39.2	23.1	12.5	20.2	5.1	100.0

(注) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しない。



参考1-4 ～運用リスク管理～

- 平成28年度の地共済における資産全体の推定トラッキングエラーの推移については、以下のとおりであり、平成28年度末時点では1.47%となっている。



- また、地共連においては、他の実施機関の資産構成割合と当該実施機関の基本ポートフォリオ及び管理積立金の基本ポートフォリオとの乖離状況について確認している。
- 上記のほかに一定の期間における予想最大損失額を策定するバリュー・アット・リスクや、過去のイベント発生時における影響度合いを示す指標としてのストレステストなどのシミュレーション分析を行い、基本ポートフォリオにおけるこれらの指標との差を確認している。
- その他の実施機関についても、概ね同様の対応を行っている。

参考1-5 ～運用リスク管理～

(各資産)

- 地共連においては、各運用受託機関及び各資産管理機関からの報告書やヒアリング、評価を通じて、各資産に係る市場リスク、流動性リスク、信用リスク及び外国資産に係るカントリーリスクの確認を行い、いずれにおいても問題がないことを確認し、運用リスク管理会議に説明及び報告を行っている。
- その他の実施機関においても、同様の対応を行っている。

(運用受託機関)

- 地共連における各運用受託機関については、調整積立金に係る運用ガイドライン及びベンチマークを示し、月次で運用状況に関する報告書を求め、また、四半期次で運用結果の総括及び今後の運用方針等に関する報告書を求め、内容を確認している。このほか、原則として半期に一度、運用結果の総括及び今後の運用方針等についての詳細なヒアリングを行っている。また、運用体制の変更についても、個別に確認を行っている。
- その他の実施機関においても、同様の対応を行っている。

(資産管理機関)

- 地共連における各資産管理機関については、資産管理に関するガイドラインを示し、資産管理状況等について、適時、定性評価を行って評価内容を資産管理機関に伝えるなどして、資産管理機関の適正な管理を図っている。信用リスクについては、格付けの確認を行っている。
- その他の実施機関においても、同様の対応を行っている。

(各生命保険会社)

- 団体生存保険を保有する一部の実施機関は、決算時等にヒアリング等を通じて各社の経営状況及び資産管理状況についての把握を行い、適切に資産の管理を行っている。

(自家運用)

- 地共連においては、自家運用ガイドラインに基づき、月次で執行計画及び執行結果を資産運用会議へ報告している。
- その他の実施機関においても、同様の対応を行っている。

参考2 ～スチュワードシップ・コードに係る取組～

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

七 管理運用主体は、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成二十六年二月二十六日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針の策定及び公表についても検討を行うこと。

【管理運用の方針】

II 管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

3. スチュワードシップ責任を果たすための対応

（略）「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）及びコーポレートガバナンス・コード（平成27年6月1日株式会社東京証券取引所）を踏まえ、コーポレートガバナンス原則、株主議決権行使ガイドライン等を随時見直すとともに、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

【遵守状況】

- 地共連は、平成16年4月に制定し、公表した「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」の中でスチュワードシップ責任を果たすための方針を定めている。
- 地共連のスチュワードシップ活動の状況については毎年度「スチュワードシップ活動の報告」として公表している。具体的には、各ファンドに対し、
 - ・ スチュワードシップ・コードへの対応状況（受入状況、方針、体制、エンゲージメント活動の方法等）
 - ・ 目的を持った対話（エンゲージメント）の状況
 - ・ 企業価値向上に向けた議決権行使の状況
 - ・ 議決権行使の集計結果について報告を求め、地共連において集約して公表している。
- その他の実施機関においても、株主議決権の行使等に取り組んでいる。

参考3 ～運用手法の見直し等～

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

十 管理運用主体は、実質的な運用利回りを確保することができるよう、運用手法の見直し並びに運用受託機関等の選定機能及び管理の強化のための取組を進めること。この場合において、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。

【管理運用の方針】

1 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

2. 実施機関積立金に関する基本的な方針

④ 運用手法について

(略)

ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直す。

【遵守状況】

- 地共連においては、原則として半期に一度、運用受託機関に対し、運用結果の総括及び今後の運用方針等についての詳細なヒアリングを行っている。また、資産ごと、運用カテゴリーごとに、定量評価及び定性評価を合わせた総合評価を年次で行っている。
平成28年度においては、国内債券について、マネジャー・エントリー制を導入し、低金利への対応となる運用プロダクトについて募集を開始した。
- その他の実施機関においても、同様の対応を行っている。

参考4 ～ESG投資～

【積立金基本指針】

第三 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき基本的な事項

十二 管理運用主体は、株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるE S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮することについて、個別に検討すること。

【管理運用の方針】

I 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

1. 管理積立金に関する基本的な方針

(2)運用の目標、リスク管理等

⑤ 株式運用における考慮事項

連合会は、2の(2)の⑦の検討に資するよう、株式運用における、E S G（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮した運用に係る情報収集を行うとともに、その情報を他の実施機関に提供する。

I 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

2. 実施機関積立金に関する基本的な方針

⑦ 株式運用における考慮事項

実施機関は、株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、E S G（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮することについて、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠の下、合理的なリスク選択を行うことを前提に、検討結果を踏まえた取組を実施するよう努める。

【遵守状況】

- 地共連のE S G投資の取組については、公募等を行い超過収益の獲得が見込めるファンドについて採用を行っている。
- また、年2回の受託運用機関のヒアリングに加えてE S Gに特化したヒアリングを行うなど、ファンド採用のみならず、ファンド採用後においてもE S Gに関する取組について、評価分析等を行っている。
- E S G投資を行っている機関では、E S Gの評価や運用パフォーマンスの評価を継続的にモニタリングしながら今後も取り組んでいくこととし、その他の実施機関においても、E S G投資の検討を行っている。

参考5 ～運用対象の多様化～

【管理運用の方針】

I 管理積立金の管理及び運用の基本的な方針

1. 管理積立金に関する基本的な方針

(2) 運用の目標、リスク管理等

④ 運用対象の多様化

運用対象については、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資等その多様化を図る。

新たな運用対象については、分散投資の効果が認められること、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ること及びその運用を行うのに必要な運用・リスク管理体制が整備されていることを前提に、例えば、その運用方針については事前に資金運用委員会の審議を経るほか、実施状況や資金運用委員会から求めのあった事項についても適時に報告するなど資金運用委員会による適切なモニタリングの下で、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。

その際、非伝統的資産は、市場性、収益性、個別性、取引コスト、情報開示の状況等、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。

2. 実施機関積立金に関する基本的な方針

(2) 運用の目標、リスク管理、運用手法等

⑤ 運用対象の多様化

実施機関は、運用対象について、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資等その多様化を図ることを検討する。

新たな運用対象については、分散投資の効果が認められること、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ること、及びその運用を行うのに必要な運用・リスク管理体制が整備されていることを前提に、例えば、その運用方針については事前に有識者会議で審議を経るほか、実施状況や有識者会議から求めのあった事項についても適時に報告するなど有識者会議による適切なモニタリングの下で、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。

その際、非伝統的資産は、市場性、収益性、個別性、取引コスト、情報開示の状況等、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。

また、非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。

【遵守状況】

- 地共連においては、「運用対象の多様化（オルタナティブ資産への投資）に係る運用方針」を策定し、当該運用方針に基づき運用を行っている。
平成28年6月の地共連資金運用委員会では、オルタナティブ資産の新たな投資対象として、プライベート・エクイティを追加することを審議のうえ、決定した。
- その他の実施機関においては、オルタナティブ投資の実施に向けて検討を行っているところである。
なお、一部の実施機関においては、積立金が漸次、減少し、近い将来、地共連から交付金を受けて給付等への対応を行うことが見込まれる状況であり、オルタナティブ投資の実施に向けた検討は要しない。

参考6 ～リスク管理の強化～

【管理運用の方針】

V その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

3. リスク管理の強化

(1) 管理運用主体

連合会は、ポートフォリオ全体のリスク管理システムを整備する。

また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。

(2) 実施機関

実施機関は、それぞれ必要なリスク管理システムを整備する。

また、機動的な運用を行うことなどを踏まえ、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど、必要に応じ、高度化を図る。

【遵守状況】

- 地共連においては、トラッキング・エラー等の指標に基づく資産全体のリスク管理やストレステストを行う機能を備えた高度なリスク管理分析ツールを導入している。また、海外の年金基金におけるリスク管理手法に関する情報収集を行う等、リスク管理の強化を図っている。
- その他の実施機関においても、概ね同様の対応を行っている。